## 4章 環境施設選定の方法・・・基礎資料作成と関連して

## (1) 環境施設選定の方法

環境施設の選定にあたっては、検討中あるいは検討後に修正することはありえるが、検討作業を進めるためには、まず、処理施設の規模をどの程度の規模(1日あたりの処理量)にするかを決る必要がある。この際、ごみの減量運動との関連を含め、将来予測が重要になってくる。将来の予測には人口の増減や生活様式の変化等の不確定要素が多数含まれるため、その誤差に柔軟に対処できる施設あるいは運用が望ましいが、その面での検討が未了であり今後の詰めが必要である。また、焼却で考えるのか、燃料化を考えるのかを決定する必要もある。

焼却するとした場合,どの様式の施設を採用するかを焼却灰の処置をどうするか (溶融するか)を含めて考えることになる。溶融スラグがどの時点で有価資源となるのかとか,焼却炉は3基で2基ずつ輪番運転してメインテナンスの効率化やダイオキシンの発生の抑圧を図るべきだとか,さまざまな予測や要望が表明されているが,評価は単一の指標で判定できるものではない。様式や規模に応じて変化する建設・運用費用や環境負荷量を比較検討し,全住民の許容コンセンサスの中に納まる条件を導き出す必要がある。比較検討のための資料の集積を行ってきたが,対象となる施設類には日々改良が加えられており,契約発注まで資料を更新し検討を加え続ける覚悟が必要であろう。

## (2) 付帯施設の可能性

付帯施設としては、高根沢町では余熱を利用したウォーターランド、また還元施設としてコミュニティセンター型複合施設の設置要望がある。しかし、(1)で触れられているように、環境施設の規模やその処理方式をどうするのかによって、余熱など排出されるエネルギー利用の可能性は異なってくる。たとえば施設建設に対し町民からの強い意向がある場合は、そのニーズをある程度勘案した上で、処理方式を決定する可能性もゼロではなかろう。さらに町内の将来人口予測(総人口、人口構成、分布状況)や土地利用計画、これらを含む町の総合計画など、町の将来像(青写真)がどうなっていくのか、そのことによっても付帯施設に望まれる要件が大きく変わっていく可能性がある。したがって環境施設同様、これら住民への便益向上に資する付帯施設の可能性についても、今後も資料を更新し検討をし続ける必要があると考えられる。

#### 注:

・焼却炉の処理能力にはどれくらいの柔軟性があるのか?

たとえば40 t / 日の最大値と最小値は?

この値の差が大きいものを使えば,予測値の変動に対する柔軟性は増す。

・3基設置2基輪番運転を基本とするメリット

対ダイオキシン:24時間連続運転が必要(炉温を一定に保つ)

定期的メインテナンス:一定期間運転休止が必要

緊急停止時:処理量を担保できる率が高い

2基の処理能力を平均処理量とした場合:

運転不要期間 (1/3年) - メインテナンス期間 = 自由度

1)付帯施設の考え方に関する聞き取り調査

協力者: 廃棄物政策研究所の村山氏

日 時: 2004年11月30日、16:00~17:30

場 所: 廃棄物政策研究所(東京都新宿区)

担 当: 陣内

## <立地選定プロセスの事例>

桐生広域組合(群馬県)の温水プール「カリビアン」について

- ・ごみ焼却施設の立地が決まっていた新堀町の企画課長がリーダーシップをとった。
- ・ごみ焼却施設の立地選定に当たって、焼却施設と一緒に地域還元施設も整備されること、 特に温水プールの絵を全町内会長を集めて説明。
- ・短期間にスピーディに実施したことにより、反対運動はほとんどなかった。

## 武蔵野市(東京都)について

- ・武蔵野市の事例については、「2 武蔵野市」にて詳細を述べる。
- ・用地選定を市民参加型で行うことができたのは、武蔵野市だったから。つまり民度が高かったから。・他ではできない。
- ・用地選定に当たっては、最終決定は市民は行っていない。最終決定は市長。

最終決定は市民にはぐだせない。塩谷の場合も、最終決定するのは広域組合の代表であることを明確にすべき。市民では決定したことに対する責任はとれない。

市民の立場で検討に参画してもらうが、 市民代表ではない」ということを分かってもらうことが 重要。

## 四街道市(千葉県)

- ・ゼロベースから市民参加型で用地選定を行ったが、最終的には絞り込みまではいたらなかった。つまり、決定に対して責任を持ち意志決定する人がいなかった。
- ・つまり地域内のリーダーシップをとれる人がいなかった。

### 盛岡市(岩手県)

- ・焼却場立地予定の用地側に、県住宅供給公社による住宅団地の用地。そこに住む有識者 層が反対運動を展開。
- ・こういう場合、キチンと理屈で説得することが重要。加えて、反対運動によって状況が 改善されたということを示すと、有識者層は納得することが多い。
- ・例えば、反対運動の成果として行政によるゴミ減量化施策が進み、結果としてゴミ減量

が進んだということになると、反対運動で頑張ったことが行政の政策に反映したという ことで、それならば、立地も仕方ないかということになる可能性が高い。

- ・つまり、主張していることを行政が認め行政が受け入れたということになる。
- ・この盛岡市の事例では、市民参加による検討協議会によってゴミ焼却施設排ガスの基準 値を行政と一緒に検討するところからスタートした。

上記から言えることは、塩谷でも、循環型社会形成を進めたい」という考えを貫き通すことが 重要。

#### <地域還元施設>

基本的には温水利用のみに限定される。したがって、温水プール、給湯、施設園芸など。 (ランニングコストなどを勘案すると、灯油でお湯を沸かす方が安くつく、)

## 杉戸町(埼玉県)の事例

- ・80 t / 日の焼却施設(町単独の施設)で温水利用を行っている。「温水プール+お風呂」。 この還元施設は焼却施設より500m程度離れた場所に立地。周辺の道路整備なども行った。 つまり点にとどまる地域還元施設だけでなくもプレムがりをもった面的な効果も示すのが良い。
- ・10年間用地選定を杉戸町は行ったがなかなか決まらなかった。他の自治体へ委託処理。市 民参加型で用地選定。市民に用地を推薦してもらうカタチをとった。
- ・手を挙げた地区が、江戸川沿いに一つだけあった。地元の要望で温水プールなどを整備。
- ・地区のリーダーシップとった人間が、「ゴミ焼却施設が立地することにより、温水プールもできるし、道路もよくなる」ということで地元説得に動き回った。
- ・平成8年度に補助金の交付基準が100t/日以上となった。このため、それ以降、100t/日以下の施設は整備されていない。
- ・交付を受ける施設では溶融することが求められる。溶融には二つの系統。一つは、焼却灰を溶融。もう一つは、直接溶融。直接溶融の場合、溶融スラグと飛灰がでる。溶融スラグの有効利用はセメントの減量に混ぜるなど。飛灰は重金属を含むため埋め立て処理が基本。
- ・しかし、三位一体改革により、上記の基準も変わる可能性がある。

# 可児市(岐阜県)の事例

- ・ささゆりクリーンパークは、焼却施設+最終処分場のワンセット。焼却後ゴミなども一切敷地 外にださないという自己完結型の循環型処理を目指している。
- ・溶融スラグの80%を有効利用し、残り20%を埋め立て処理。
- ・可燃ゴミ処理施設(焼却炉240 t / 日、溶融炉60 t / 日) 不燃ゴミ処理施設(資源ゴミの餞別施設) エコドーム(リサイクルの啓発施設) 最終処分場(ごみ焼却施設からの溶融スラグ埋立地) わくわく体験館(ごみについての知識と関心を高めるための体験型宿泊研修施設) 可児市については「2」 可児市の事例」において詳細を述べる。
- ・生ゴミの対応がゴミ処理では大きなネック。メタンガスの有効利用の事例があるが、メ タンガスは発電効率が極めて悪い。